

最終改正 令和3年7月21日規則第60号

(趣旨)

**第1条** 工事の検査（以下「検査」という。）に関する事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事主管課 各種工事を執行する課をいう。
- (2) 監督員 市が締結した工事請負契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
- (3) 検査職員 工事主管課の長（以下「工事主管課長」という。）の命により検査を行う職員で、当該工事の監督員以外のものをいう。
- (4) 完成検査 工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (5) 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査をいう。
- (6) 部分使用検査 工事の一部が完成し、発注者がこれを使用する必要性が生じた場合に行う検査をいう。
- (7) 中間検査 工事の施工中において随時行う検査で、その工事の状況を査察し、契約の履行を確認するものをいう。

(検査の執行)

**第3条** 検査は、次の区分により執行する。

- (1) 1件の請負価格が130万円を超える工事 総務部契約検査課
- (2) 1件の請負価格が130万円以下の工事 工事主管課

(検査体制)

**第4条** 総務部契約検査課が執行する検査は、工事検査員が行う。

- 2 工事主管課が執行する検査は、検査職員が行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、工事検査員は、中間検査に限り、工事主管課が執行する検査を行うことができる。

(工事概要の通知)

**第5条** 工事主管課長は、第3条第1号に掲げる工事の請負契約が締結されたときは、速やかに工事概要通知書(第1号様式)及び当該工事の工程表を総務部契約検査課長(以下「契約検査課長」という。)に提出しなければならない。

(検査の請求)

**第6条** 工事主管課長は、第3条第1号に掲げる工事の受注者から部分払請求書又は工事完成通知書の提出があったときその他工事検査員による検査の必要があると認めたときは、当該工事の内容を確認の上、工事検査請求書(第2号様式)を作成し、契約検査課長に提出しなければならない。

2 契約検査課長は、前項の規定による工事検査請求書の提出があったときは、速やかに工事検査員を指定し、検査を行わせるものとする。

(検査の実施の通知)

**第7条** 契約検査課長は、前条第2項の規定により検査を実施しようとするときは、工事検査通知書(第3号様式)により工事主管課長に通知するものとする。

(検査の立会い)

**第8条** 検査には、当該工事を担当する監督員及び工事の受注者又は現場代理人を検査に立ち合わせなければならない。

(検査の方法)

**第9条** 検査は、当該工事の施工場所において契約書、仕様書、設計書、図面、現場説明書、現場説明に対する質問回答書その他関係書類と対照して厳正に行わなければならない。

2 外部から明視できない部分の検査は、工事写真その他の関係資料及び監督員の記録により行うことができる。

3 検査を行う上で特に必要があると認めるときは、当該工事の施工部分の一部を破壊して検査をすることができる。

(検査の要領及び基準)

**第10条** 検査は、埼玉県土木工事検査技術基準及び埼玉県建築工事検査技術基準に準じて行うものとする。

2 工事検査員は、完成検査を行うときは、当該工事に係る施工管理、出来形、品質及び出来栄等について評定し、工事成績評定表を作成するものとする。

3 前項の規定による工事の評定及び工事成績評定表の作成に関し必要な事項は、別に定める。

(契約に違反する場合の措置)

**第11条** 契約検査課長は、工事検査員による検査を行った結果、契約条項に違反するものがあると認められたときは、直ちに工事の補修又は改造が必要とされる事項を工事検査結果指摘事項通知書（第4号様式）により工事主管課長に通知するものとする。

2 工事主管課長は、工事の補修又は改造が完了したときは、速やかにその旨を指摘事項確認報告書（第5号様式）により契約検査課長に報告しなければならない。

3 契約検査課長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに工事検査員に再検査を行わせなければならない。ただし、工事の補修又は改造が軽易であると認められるときは、この限りでない。

(検査結果の報告等)

**第12条** 契約検査課長は、工事検査員による検査が完了したときは、その結果を工事検査報告書（第6号様式）により市長に報告するものとする。ただし、中間検査の結果については、この限りでない。

2 契約検査課長は、工事検査員による完成検査を行った結果、当該工事が適正に完了していることを確認したときは、工事検査結果通知書（第7号様式）及び検査調書（第8号様式）並びに工事成績評定表を工事主管課長に交付するものとする。

3 契約検査課長は、工事検査員による既済部分検査を行った結果、当該部分に係る工事が適正に完了していることを確認し、既済部分を認定したときは、工事検査結果通知書及び既済部分認定調書（第9号様式）を工事主管課長に交付するものとする。

4 契約検査課長は、工事検査員による部分使用検査が完了したときは、工事検査結果通知書を工事主管課長に交付するものとする。

(工事主管課が執行する検査の手続)

**第13条** 第11条並びに前条第1項及び第2項の規定は、工事主管課が執行する検査について準用する。この場合において、第11条第1項中「契約検査課長は、工事検査員」とあるのは「工事主管課長は、検査職員」と、「工事検査結果指摘事項通知書（第4号様式）」とあるのは「工事記録」と、「工事主管課長に通知する」とあるのは「監督員に指示する」と、同条第2項中「工事主管課長」とあるのは「監督員」と、「指摘事項確認報告書（第5号様式）により契約検査課長」とあるのは「工事主管課長」と、同条第3項中「契約検査課長」とあるのは「工事主管課長」と、「工事検査員」とあるのは「検査職員」と、前条第1項中「契約検査課長は、工事検査員による」とあるのは「検査職員は、」と、「工事検査報告書（第6号様式）により市長」とあるのは「工

事主管課長」と、同条第2項中「契約検査課長は、工事検査員」とあるのは「工事主管課長は、検査職員」と、「工事検査結果通知書（第7号様式）及び検査調書（第8号様式）並びに工事成績評定表を工事主管課長に交付する」とあるのは「検査調書（第8号様式）を作成する」と読み替えるものとする。

（その他）

**第14条** この規則に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

**附 則**（平成31年2月28日規則第7号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年7月21日規則第60号）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

様式 省略